2020 年３月 26 日

株式会社オフィスサポート
代表取締役　池田 龍哉 様

東芝機械株式会社
取締役社長　坂元　繁友

拝啓　益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴社からの本年３月 25 日付け書簡（以下「本書簡」といいます。）を拝受致しました。

まず、本書簡で言及されている東洋経済の記事に誤りがあった点については、弊社としては昨日の時点で当該記事における野村絢氏に関する表記の事実誤認を確認し、速やかに訂正を申し入れ、東洋経済新報社は編集部のご判断で当該部分を既に削除されておられるところですので、弊社としてはそれ以上お答えする立場にはありません。

また、本書簡における貴社と株式会社 ATRA（以下「ATRA」といいます。）との資本関係に関するご指摘についてですが、弊社としては、株式会社シティインデックスイレブンス（以下「シティインデックスイレブンス」といいます。）の提出した公開買付届出書 4 頁における「オフィスサポートの親会社である株式会社 ATRA」という記載から合理的に解釈できる内容を、臨時株主総会招集通知における参考書類の添付資料２の別紙として図示したものに過ぎず、当該別紙においても貴社と ATRA との関係については「親子関係」としており、「直接の」親子関係がある旨記載している訳では全くありません。

仮に、貴社のご主張を、当該別紙の図において貴社と ATRA との間に直線が引かれていることを以て「直接の子会社である旨の表記」であるとの主張であると理解した場合でも、当該別紙に示される貴社や ATRA の資本関係が、本書簡にて貴社が自認されるように重要な情報であると考えておられるのであれば、弊社が臨時株主総会招集通知を２月 26 日に開示して以降、本日に至るまで、「直接の子会社である旨の表記」がなされている点について、貴社が全く正確な説明をなされることなく、1 ヶ月近く経過した３月 24 日になって初めて ATRA の「孫会社の更に孫会社に当たる」（いわゆる「玄孫会社」に当たる）という事実を開示した貴社の対応は到底理解致しかねるところです。しかも、弊社は、本年１月 28 日付け意見表明報告書添付の別紙「公開買付者に対する質問」の第 1 の 5 において、既に「公開買付者の当社株券等に係る金融商品取引法上の共同保有者及び特別関係者、並びに公開買付者の親会社、…公開買付者と直接又は間接に資本関係を有する者」につき、その基本的な情報を確認するご質問をさせて頂いていたところであり、そこでは当然のことながら公開買付者であるシティインデックスイレブンスの間接的な親会社に当たる貴社の親会社に関する情報も対象とされていたにも拘わらず、貴社は、かかる質問に対して、貴社、シティインデックスイレブンス及び株式会社エスグラントコーポレーション以外の当該質問の対象となっている各社に関して一切の回答を拒否されていなが

ら、「直接の」親子関係がある旨の記載がされていたことにつき、今になって抗議されてくるというのは理解に苦しみます。

いずれにせよ、（貴社も自認されるに至ったように）貴社や ATRA の資本関係の情報としての重要性に鑑み、弊社の株主の皆様が株主意思確認総会で十分な情報を基に熟慮に基づいて適切な判断を下すことを可能とすべく ATRA とオフィスサポートの間に存在する 3 社の商号、本店所在地、設立準拠法、資本構成、代表者の氏名及びその過去 10 年間の経歴、役員構成、出資先、並びに出資先に対する出資割合、さらには（それら各社がペーパーカンパニーであるか否かを検証するために必要な）過去 5 日年間の貸借対照表及び損益計算書を至急開示して頂くよう、改めて強く要請致します。弊社としては、これらの情報を頂いた後に、弊社 HP において、いわゆるウェブ修正の方法により、上記の一連の経緯の説明と共に株主総会参考書類の記載を適宜補充させて頂きます。

なお、本書簡において、議決権行使助言会社であるグラスルイス社が臨時株主総会の各議案に反対推奨を行ったことを適時開示することを要請されておられますが、グラスルイス社については、Institutional Shareholder Services, Inc.と異なり、弊社にてその議決権行使助言に関するレポートを直接入手する術もございませんので、特に開示の対象とすることは考えておりません。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具